

[別添]

新旧対照表

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p data-bbox="295 459 1005 485">長野県における粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置</p> <p data-bbox="163 544 383 569">第2 具体的実施事項</p> <p data-bbox="199 588 627 614">2 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底</p> <p data-bbox="248 632 1010 657">事業者は、労働者に呼吸用保護具を使用させる場合は、次の措置を講じること。</p> <p data-bbox="232 675 1075 700">(1) <u>粉じん保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進</u></p> <p data-bbox="255 718 1120 831"><u>粉じん保護具着用管理責任者を衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識及び経験を有する者のうちから作業場ごとに選任し、令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」</u></p> <p data-bbox="255 849 1120 962"><u>(以下「呼吸用保護具通達」という)。に基づき、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。呼吸用保護具通達に基づく保護具着用管理責任者が、粉じん保護具着用管理責任者を兼任することは差し支えない。</u></p> <p data-bbox="255 979 1120 1093">なお、顔面とマスクの接触面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。</p> | <p data-bbox="1301 467 2011 493">長野県における粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置</p> <p data-bbox="1158 552 1377 577">第2 具体的実施事項</p> <p data-bbox="1193 596 1621 622">2 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底</p> <p data-bbox="1243 639 2004 665">事業者は、労働者に呼吸用保護具を使用させる場合は、次の措置を講じること。</p> <p data-bbox="1227 683 2002 708">(1) 保護具着用管理責任者の選任及び呼吸用保護具の適正な選択と使用等の推進</p> <p data-bbox="1249 726 2114 839">令和5年5月25日付け基発0525第3号「防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の選択、使用等について」に基づき、「保護具着用管理責任者」を選任し、防じんマスクの適正な選択等の業務に従事させること。</p> <p data-bbox="1249 857 2114 970">なお、顔面とマスクの接触面に皮膚障害がある場合等は、漏れ率の測定や公益社団法人日本保安用品協会が実施する「保護具アドバイザー養成・確保等事業」にて養成された保護具アドバイザーに相談をすること等により呼吸用保護具の適正な使用を確保すること。</p> |